

「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」の改訂について

- 大阪府では、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者、妊産婦など、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進
- 「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正(R3.3・国交省)等を踏まえ、障がい当事者等が参画した現地検証や審議会での議論を経て「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を改訂(R5.5)



ガイドライン改訂に向けた障がい当事者現地検証

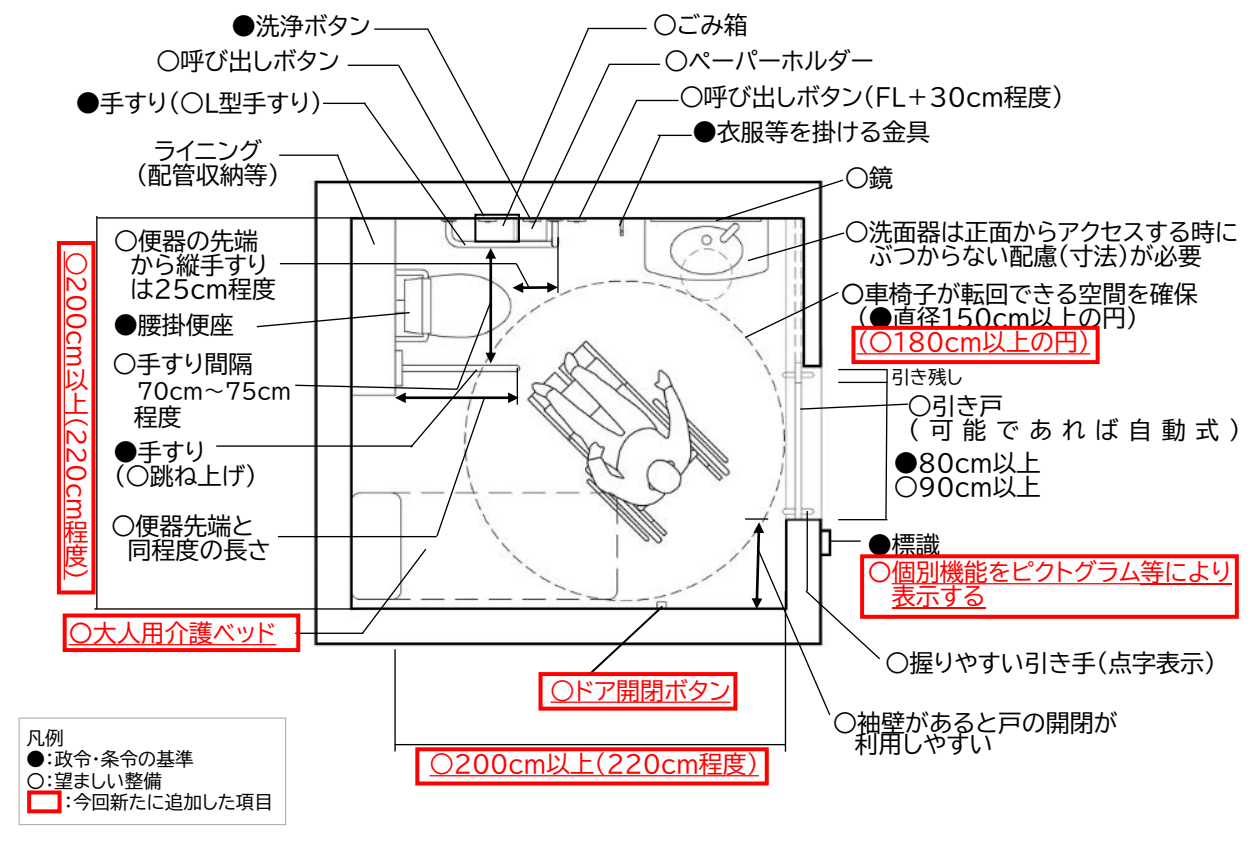
大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン 主な改訂内容

① 重度の障がい、介助者等に配慮したバリアフリー設計等

○車椅子使用者用便房の大きさの見直し 等

⇒座位変換型の(電動)車椅子使用者等が回転できるよう、一定用途・規模以上の建築物について、便房内の内接円の大きさは「直径180cm以上」とすることや、大人用介護ベッドを設置すること等を追加

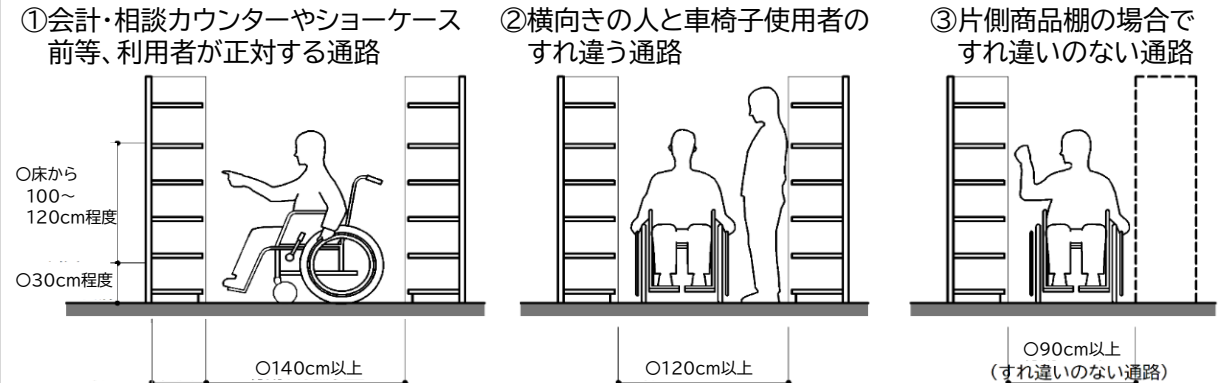
○2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者が利用する建築物を建築する場合に設ける車椅子使用者用便房の計画例



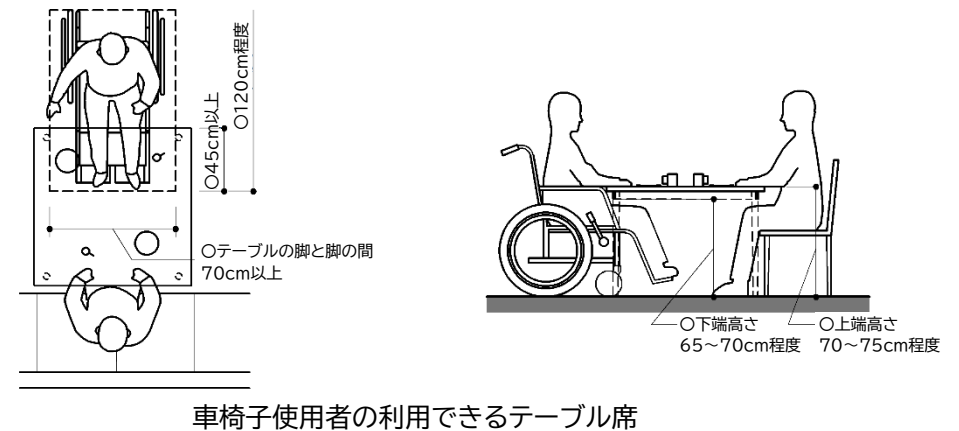
② 小規模店舗のバリアフリー設計等

○新たに小規模店舗(200㎡未満)における設計ガイドラインの章を追加

○物販店舗の通路の例



○飲食店内部における設計例



③ 劇場、観覧場、演劇場、集会場又は公会堂の客席

○車椅子使用者用客席の設置割合や、2か所以上の異なる位置(異なる階、異なる水平位置)に分散して設けることを追加

④ その他の改訂項目※

○①~③の項目の他に、オールジェンダートイレの設置や、カームダウン・クールダウンのための休憩スペースの確保等を追加

※建築設計標準に記載はないが、大阪府独自で改訂した項目